

令和5年12月22日  
芦屋市教育委員会

## 調査報告書【概要版】

※本報告書は、令和5年12月14日に芦屋市いじめ問題対策審議会から提出のあった調査報告書を基に、本市の公表ガイドラインに沿って、同委員の確認のもと、教育委員会事務局が公表のための概要版として作成したものである。

### 1. 事案の概要について

令和3年12月、市内小学校の児童（以下「当該児童」という。）を誹謗中傷する児童Bと児童Cの携帯電話のメッセージ機能におけるやりとりが発覚するという事案が発生した。

学級担任は当該児童及び児童Bから事情の聴き取りを行い、児童B側から当該児童側への「謝罪の場」を設けた。

また、本件学校は本件事案の発生について市教育委員会に電話報告を行い、校内臨時いじめ対応委員会を開催した。

当該児童の出欠状況は、令和3年10月まで欠席日数0日であったが、12月以降、欠席が連続するようになり、令和4年2月、当該児童の欠席日数が30日を超え、3月末までの欠席又は出席停止の累積日数が58日間となった。

令和4年度になり、当該児童の4月及び5月の欠席日数は0日であった。

しかしながら、いじめは解消せず、本件事案への対応が長期化する。その間、令和4年6月頃、当該児童に対する新たないじめ行為の疑いが生じたことで、本件事案はさらに継続することになり、最終的には当該児童が転校するに至った。

令和4年9月、当該児童の親権者の代理人は本件事案のいじめ行為等について、

- ① 調査の実施による加害児童の動機や本件事案の原因の解明
- ② 本件事案が重大事案であるとの市教育委員会の見解を示すこと
- ③ 当該見解を前提に本件学校が加害児童及び加害児童の親権者らに対する指導を行わせること等を市教育委員会に求める申し入れ書を提出した。

市教育委員会は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と表す。）第30条に基づき、令和4年9月20日、芦屋市長に報告を行い、令和4年10月19日、県教育委員会に対して重大事態の発生を報告した。また、令和4年9月20日付で芦屋市いじめ問題対策審議会に諮問し、令和5年12月14日付で答申を受けた。

補足：市教育委員会は令和4年8月23日（定例）、同年9月2日（臨時）の芦屋市いじめ問題対策審議会を開催し、本件事案について報告し対応を協議した。

本件事案の全容解明、本件事実への対処や、本件事実と同種の事態の発生防止を図るため、芦屋市いじめ問題対策審議会委員5名に特別委員2名を加えた

「芦屋市立小学校いじめ重大事態に係る調査委員会（令和4年9月20日諮問）」（以下、「調査委員会」という。）を設置するに至った。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3. いじめ行為の認定について

本調査委員会は、本件における「いじめ」の定義を、2で示した法の文言に忠実に行うべきと判断した。もっとも、「被害者」が「加害者」に起因する何らかの事象によって「心理的苦痛」を感じた場合であっても、「加害者」が「被害者」に向けた行為を何ら行っていない場合に「いじめ」を認定することは、「加害者」の「人格」や「存在」自体を否定することにも繋がりがねず相当とは言えない。

このことから、本調査委員会は本件の事実認定で認められた事象が「いじめ」に該当するか否かを判断するに際し、以下の3つの要件を全て満たす事象を「いじめ」と認定した。

- ①被害者と加害者との間に一定の人的関係にあること
- ②加害者が被害者に向けた心理的又は物理的な影響を与える行為を行ったこと
- ③上記②の行為により被害者が心身の苦痛を感じたこと

本件においては小学校の同学年に在籍していたことから、①の要件は満たしている。従って、②及び③の要件を満たすか否かを検討する。なお、②及び③の要素を満たすか否かについては、以下の要素を総合的に考慮して判断するものとする。

- i 加害者の行為が客観的に被害者に向かっていったか否か
- ii 加害者が被害者を意識または認識して何らかの行為を行ったか否か
- iii 上記 i または ii の行為を被害者が知れば被害者が傷つくと考えられる行為か否か
- iv 上記 i または ii の行為により被害者が心理的に傷つき或いは物理的に影響を受けたか否か
- v 上記 i または ii が被害者に知れる可能性のあった行為か否か

先述の観点に照らして当該児童が訴える以下の10件の行為についての事実関係等の調査を行った。

- ①（ア）令和3年11月24日から同月30日にかけて、児童Bが、児童Cに対して、携帯電話のメッセージ機能にて、当該児童が児童Cに対して誹謗中傷を行っていたとの虚偽の情報を伝えたことで、児童Cが当該児童のことを誹謗中傷するメッセージを送信することを助長し、令和3年12月1日、児童Bが、当該児童に対し児童Cが当該児童のことを誹謗中傷していることについて伝え、同月2日、児童

Cが児童Bに対して送信した当該児童を誹謗中傷するメッセージを提示した行為

- (イ) 児童Cが(ア)の行為により、児童Bに対し、当該児童を誹謗中傷するメッセージを送信した行為
- ② 当該児童への接触を避けるよう要望が出されていたにもかかわらず、休み時間中に児童Bが当該児童に接近した行為
  - ③ 下校時に当該児童のグループと児童Bのグループが一緒になり、児童Bがグループ内に当該児童がいることを認識しながら、その場に留まった行為
  - ④ 下校時に当該児童が横断歩道橋越しに児童Bを発見した行為
  - ⑤ 休日の地域行事で児童Bが他の児童らと共に当該児童に接近し、その場に留まった行為
  - ⑥ 登校時に児童Bが当該児童と目が合ったが、そのまま前を走って横切った行為
  - ⑦ 児童Bが当該児童のいる音楽室前を通過した行為
  - ⑧ 児童Bが当該児童の教室付近のワーキングスペースに来た行為
  - ⑨ 児童Bが体育館の入り口付近で当該児童とすれ違った行為
  - ⑩ 児童Bが運動場で当該児童の近くを通りかかった行為及び当該児童の教室から最も遠い蛇口を使用しなかった行為

このうち、①、②、③、⑤、⑥をいじめ行為として認定した。

#### 4. 本件事実発生時及び発生後の本件学校・市教育委員会の対応について

##### (1) 本件学校の対応について

###### ① 謝罪の会の問題点

令和3年12月の事案発覚から4日後に本件学校にて謝罪の会が行われ、両家に対し、情報モラルに関する指導を行っていくこと、本件学校内において授業時間はもちろん休み時間なども気を付けて見ておくことや、登下校での接触を避けるべく時間差を設けるなど当該児童が安心して通える環境づくりに尽力することを告げた。

しかし、謝罪の会の前日に児童Bの親権者から、児童Bは以前から当該児童による嫌がらせを受けていたとの発言\*があったにもかかわらず、その発言について聞き取りや教職員間での打ち合わせをすることなく謝罪の会を開いたことで、結果としてその場が謝罪の場となり得なかった>(\*児童Bが以前から嫌がらせを受けていたという発言に基づき、その後、本件学校が関係児童に聞き取りを行ったが、嫌がらせ等への当該児童の関与は認められていない)

その後、関係児童への聞き取りは行われたが、謝罪の会の実施後に行われたことは問題である。この謝罪の会をめぐっては会を否定的に評価する発言が当該児童の親権者からあり、本件学校も会の問題性を認識している。謝罪の会の何が問題であったのかという事の本質を見極める作業が必要であったと考える。

## ② 児童Bの指導を巡って

謝罪の会で児童Bは当該児童から接近しないでほしいと要望されていたにもかかわらず、その翌日に接近する事案があった。児童Bに対して当該児童に接近しないよう指導するだけでなく、誹謗中傷のメッセージの何が問題であるのか、今後、このようなことを繰り返さないためにはどうすればよいのかといった反省を促すような指導を児童Bに行う必要があったと考える。

令和4年度に入り、本件に関わる当該児童、児童B、児童Cを物理的に離すだけでなく、心理面のケアも必要に応じて行っていくことが確認されたにもかかわらず、いじめが3件発生している。その事案ごとに再発防止策や今後の対応について、学校は十分に検証を行ったうえで、適切な指導を児童Bに行う必要があった。

## ③ 当該児童家のいじめ公表の要望を巡って

当該児童は、謝罪の日以降体調不良等で学校を欠席しがちであった。当該児童は心身ともに不安定で、カウンセラーに「担任が中立的な立場で本件事実について児童の前で話してもらえれば、学校に行けるかもしれない」と語った。当該児童の親権者は本件について中立的な立場でいじめについて公表することを求めた。

これに対して本件学校は、公表することで当該児童も含め、児童Bならびに他の児童にも配慮する必要があることから、関係者たちと慎重に何度も検討を重ねたが双方の合意が図れず、学校の方針は二転三転し、当該児童が望んだ形でクラスの児童に公表されることはなかった。当該児童の思いに可能な限り寄り添うために、当該児童と対話を重ねつつ公表の内容及び公表の進め方について検討すべきであったと考える。

## ④ 令和4年度の対応と当該児童の転校

令和4年度に入り、当該児童、児童B、児童Cの3人を物理的に離すだけでなく、心理面のケアも必要に応じて行っていくことが確認された。しかし6月から翌年1月までに当該児童と児童Bが接近する事態が9回生じている(内3件をいじめの該当性ありとした)。

当該児童は心身の不調を繰り返し、いじめには該当しないものの、当該児童が心理的安全性を脅かされる事態も4回あり、中には児童Bの問題というよりも本件学校の管理上の問題が原因であった出来事もある。事態が発生した直後に本件学校関係者からの聴き取りを行い、問題点の整理や再発防止に向けた取り組みを当該児童家に提示できておれば、不満や不安を軽減できたと考えられる。

学年団として、複数回にわたり、当該児童と児童Bが接触しないための対策の徹底等を協議していたが、当該児童の親権者からは、当該児童への付き添いや外部ボランティアの活用を学校に要望されたことを、学校としては両方とも断っている。その理由について、もっと丁寧に説明を行う必要があった。

年度末に当該児童は転校することとなる。

## ⑤ いじめ重大事態への認識

令和3年12月8日には当該児童の親権者から重大事態にあてはまるのではないかとの指摘をうけ、翌9日に本件学校は市教育委員会へいじめ重大事態になるかもしれない

との電話連絡を行う。

12月13日には法に基づいて校内に組織されているいじめ対応委員会が開かれ、直ちに重大事態(文書上)にはならないが、内容的には重大事態と認識された。しかし調査については直ちに行われず、当該児童の親権者から再三の重大事態への言及があったが、調査が開始されるのは令和4年9月に入ってからになった。

本件が発生してからの当該児童の欠席日数は令和4年2月で30日を超えており、不登校の条件をこの段階で満たしている。並行して、当該児童に精神身体症状が見られていたことから、令和4年2月の時点で重大事態発生と見なすべきであった。

## (2) 市教育委員会の対応

### ① いじめ重大事態の疑い時点から認定までの対応

本件学校はいじめによる重大事態が生じた疑いがあるにも関わらず、法に基づいた適切ないじめ対応および調査を行うことができなかった。市教育委員会は、本件学校に対して適切な指導助言を行うことが可能であったが、「まずは学校で」という基本姿勢に終始した。そのことで、本件学校に必要な指導や支援が共に不十分であったと考える。

市教育委員会は本件学校から報告を受けた事項をもとに、重大事態であると認定できる可能性があるのであれば、積極的にその判断を行うべきであった。遅くとも令和4年7月8日に本件学校から市教育委員会に重大事態にする連絡があったことや、同月22日には診断書が作成されていることなどから、市教育委員会が早期から本件事実に介入し、関与すべきであったにも関わらず、「いじめ重大事態の発生した学校の個別調査票」を作成したのは令和4年10月19日であった。

法等を正しく理解した適切ないじめ対応に取り組んでいなかったことが言える。本件学校と市教育委員会の連携の不十分さや、いじめ対応の消極性を指摘せざるを得ない。

### ② 重大事態調査の必要性についての判断が遅れた背景

本件では、本件学校の「いじめ対応委員会」が主体となりいじめ対応に取り組んできたが、法が求めているいじめ対応に沿っていたとは言えなかった。そのため、重大事態としての認定が遅きに失することとなり、結果的に芦屋市いじめ問題対策審議会が重大事態調査を行うことになった。

重大事態調査を行うに当たっては、早期の段階で誰が主体となって調査を行うか、第三者による調査とするのかを決定することが必要となる。市教育委員会職員が本件学校に対し必要な支援を行ったり、必要な措置を講ずることを指示したりするなど、本件事実について市教育委員会自らも必要な調査に協力することが必要であった。

本件の重大事態調査に取り組む時期が大きく遅れた要因には、市教育委員会の積極的な働きかけが不足していた点を指摘せざるを得ない。

今後、市内で同時期に複数の重大事態または疑いのある事案が起きる可能性を否定することはできない。そのことから、市教育委員会には、重大事態調査が発生した場合に、適切ないじめ対応ができるように、新たな方策並びに体制を構築することが強く求められる。

### ③ 市教育委員会と調査委員会との関係

学校が主体となりいじめ重大事態調査を行う場合、対応能力に限界があることは否めない。重大事態調査では、学校や市教育委員会なども調査対象となり得ることから、調査委員会の委員や事務を担う担当者の構成には十分に留意して、調査対象となる可能性がある委員は含めずに調査組織を設置することが必要である。

## 5. 今後の再発防止のための提言

### (1) こどもの人権に配慮した生徒指導について

本件事実は、生徒指導提要において「生徒指導実践上の視点」としてあげられている「安全・安心な風土の醸成」に欠けていた。学校では、人権教育を通じて「人権侵害をしない人」に育つ働きかけや、「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための実効的な取組が十分とは言えなかった。また、組織的対応、専門家との協働によるアセスメントに基づいた、いじめの解消に向けた効果的な対応、保護者との連携等、結果的には適切に取り組むことができなかった。

学校は、学校教育法施行規則上にSC・SSWが位置付けられたことを踏まえ、SC等の効果的ないじめ対応における活用を推進していくことが必要である。教育相談コーディネーターの育成も求められる。

### (2) いじめを重大事態化させないための適切な初期対応

いじめが重大事態化する主な要因は、管理職・教職員等の法に関する理解不足にあることが多くの報告書で指摘されている。法のいじめの定義を限定解釈せず、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気付いた段階で情報共有を怠らないという態度を維持することが求められる。

### (3) 組織的・継続的な対応

情報共有を図る具体的な方法、伝達経路を適宜確認できるようにしておくことが必要である。そのことがあってこそ「いじめ対策組織を起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこと」が可能となる。

### (4) 情報の「可視化」と「記録化」による情報共有

いじめ対応の評価と検証のために、いじめ問題に係る会議の記録を作成し、保存することは必須の作業である。また、教職員は、いじめ対応に当たって、まず対応経過の記録を正確に残すことが必須となる。本件事実では、教員が聴取時にとったメモは、少なくとも関係児童らが卒業するまで保管しておくこと、記録は主観的な記載と客観的な記載を分けることが望ましい。また、情報共有は個々ではなく、一堂に会して行う時間が必要である。

### (5) いじめ重大事態調査終了後の市教育委員会・学校の対応と研修の充実

市教育委員会には、重大事態調査を終えた後、法的に示された事後手続きに基づいて、関係者への説明や保護者会の開催など、学校を指導する責務と援助していく役割がある。また、本件学校をはじめ、市内全ての学校に向けて、教職員のいじめ対応力の向上に役立つ

つ研修機会の提供や各校のいじめ防止基本方針の内容及び実施状況等について確認し、必要な指導助言を行っていくことが問われている。また、今後実効性のあるいじめ対応を行っていくために、研修の質・量等の充実を図っていくことが求められる。

#### (6) 実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢

チーム学校は、「校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身につけさせることができる学校」と定義されている。

チーム学校には、「一人で抱え込まない」「どんなことでも問題を全体に投げかける」「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」「同僚間での継続的な振り返り(リフレクション)を大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、学校は実効的にチーム学校が機能することになる。

#### (7) 関係機関やスクールロイヤーとの連携

いじめ対応では、学校外の関係機関等との連携も重要である。いじめ被害の申告や重大事態の疑いが生じた際には、法律の専門家である弁護士がチーム学校に参加することで、いじめ対応において実効的な問題解決に貢献することが期待される。問題が重大化してから外部弁護士に相談するというのではなく、初動段階から適切な助言を得られるスクールロイヤーの制度を設け、日々の相談に当たれる体制を整備することが望ましい。

#### (8) いじめ対応における危機管理体制

いじめが重大事態化した場合に、学内の危機管理体制が有効に機能していることは、いじめ対応の必須条件となる。いじめ重大事態が発生し、その影響が児童に及んでいる時に、その被害を最小限にとどめるための対応が校内の危機管理体制にあたる。

市教育委員会は、教職員も含めた相談窓口の開設や、いじめ対応が適切に行われるように専門家の活用が図れるなど、学校組織の機能を検証し、改善していくことが急務である。

別表 芦屋市立小学校いじめ重大事態に係る調査委員会（令和4年9月20日諮問）名簿

番号	氏名	資格・所属等
1	中村 豊（会長）	学識者（東京理科大学 教授）
2	石田 真美（副会長）	弁護士（神戸合同法律事務所）
3	加藤 力敬	医師（加藤心療内科）
4	木下 隆志	学識者（兵庫県立大学 教授）
5	西井 克泰	臨床心理士（日本心理臨床学会 理事）
6	有年 麻美（特別委員）	弁護士（明石さざんか法律事務所）
7	福永 晃一（特別委員）	弁護士（神戸シティ法律事務所）
8	吉岡 由美（聴取協力者）	臨床心理士（兵庫県臨床心理士会）